

令 6 建 築 指 導 第 4 5 7 号  
令和 6 年(2024 年)11 月 25 日

各建築工事関係団体等の長 様  
各建築士関係団体等の長 様

山口県土木建築部建築指導課長

改正建築基準法・建築物省エネ法に係る説明会の開催等について

本県の建築行政の推進については、平素から格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 17 日法律第 69 号）が、令和 7 年 4 月 1 日に全面施行され、新築される建築物に対する省エネ基準への適合義務化や、確認申請手続きを求める建築物の追加（都市計画区域外における木造 2 階建ての住宅 他）など、建築確認制度が大きく変わります。

県では改正法を広く周知し、円滑に施行する目的で、別添のとおり説明会を開催します。つきましては、貴団体の会員様に御案内下さるようお願い申し上げます。

また、下記の国土交通省ホームページ又は本県ホームページにおいて、制度改正に係る資料や説明動画等を掲載しておりますので、あわせて会員様に御周知下さるようお願い申し上げます。

記

国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei\\_shoenehou\\_kijunhou.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_shoenehou_kijunhou.html)



山口県建築指導課ホームページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kenchikugyousei2024/268018.html>



山口県土木建築部建築指導課審査班 担当：富田

電話番号：083-933-3839

FAX 番号：083-933-3869

メールアドレス：a18800@pref.yamaguchi.lg.jp

**令和7年4月1日 全面施行**

# 改正 建築基準法・建築物省エネ法 説明会

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和7年4月1日に全面施行されます。これに伴い、新築される建築物に、省エネ基準(外壁・窓などの断熱性能や、冷暖房・給湯などのエネルギー消費量に関する基準)への適合等が義務付けられ、建築主や設計者が行う建築確認申請等の手続きが大きく変わります。

このたび、改正法を広く周知し、円滑に施行する目的で、次のとおり説明会を開催しますので、建築物の設計や施工に従事される方は、奮ってご参加ください。



## 1 会場／開催日時

地域	会場	開催日時
美 祢	美祢合同庁舎 車庫棟 2階 大会議室 (美祢市大嶺町東分 3449-5)	令和7年1月27日(月) 14時から16時
長 門	長門土木建築事務所 2階 大会議室 (長門市東深川 1875-1)	令和7年1月29日(水) 14時から16時
柳 井	柳井総合庁舎 2階 大会議室 (柳井市南町 3丁目 9-3)	令和7年1月30日(木) 10時から12時
周 南	周南総合庁舎 7階 701会議室 (周南市毛利町 2-38)	令和7年1月31日(金) 14時から16時

※各会場とも定員 約30名

## 2 参加対象者 ★参加費無料★

建築物の設計や施工に従事されている方 (設計者、工事監理者、現場監督、大工さん 等)

## 3 説明内容

改正法のうち、本県において特に注意を要する事項について説明(主に「住宅」の用途を対象)

## 4 申込方法

次の参加者情報を、「6 お問い合わせ先」まで、メールまたはFAXしてください。

受付後に、受付番号を記載したメールまたはFAXを返信します。

<参加者情報> ①参加日 ②参加者名 ③勤務先(会社名) ④メールアドレス ⑤電話番号 ⑥FAX番号

## 5 申込締切

令和7年1月17日(金) ※お申込み受付は先着順とし、定員になり次第、締め切ります。

## 6 お問い合わせ先

山口県 土木建築部 建築指導課 審査班 (担当：富田)

TEL：083-933-3839 FAX：083-933-3869

メール：kenchikushinsa@pref.yamaguchi.lg.jp

申込メール  
アドレスの  
QRコード→

